排水設備マニュアル

９１．　３．１６	初版
９４．　３．　１	改訂
９８．１１．１１	改訂
１２．　４．　１	改訂
１８．　２．１３	改訂

吉川市　都市整備部　河川下水道課

はじめに

排水設備は、公共下水道へ遅滞なく下水を排除するために設けるものであり、その設計・施工にあたっては、水の流れを妨げないよう、また維持管理は住民が行うということを考慮する必要があります。

指定工事店の皆様には、このマニュアルに従って設計・施工を行い、指定工事店の自覚を持って住民と対応していただきたいと考えております。

目次

§　１　排水設備工事の流れ……３

§　２　排水設備等計画確認申請書……４

§　３　道路占用許可申請書……８

§　４　工事完了届と使用開始届……１１

§　５　宅内検査……１４

§　６　排水設備の設計……１５

§　７　在来排水管認定……１７

§　８　排水設備の施工……１９

§　９　公費による工事の流れ……２２

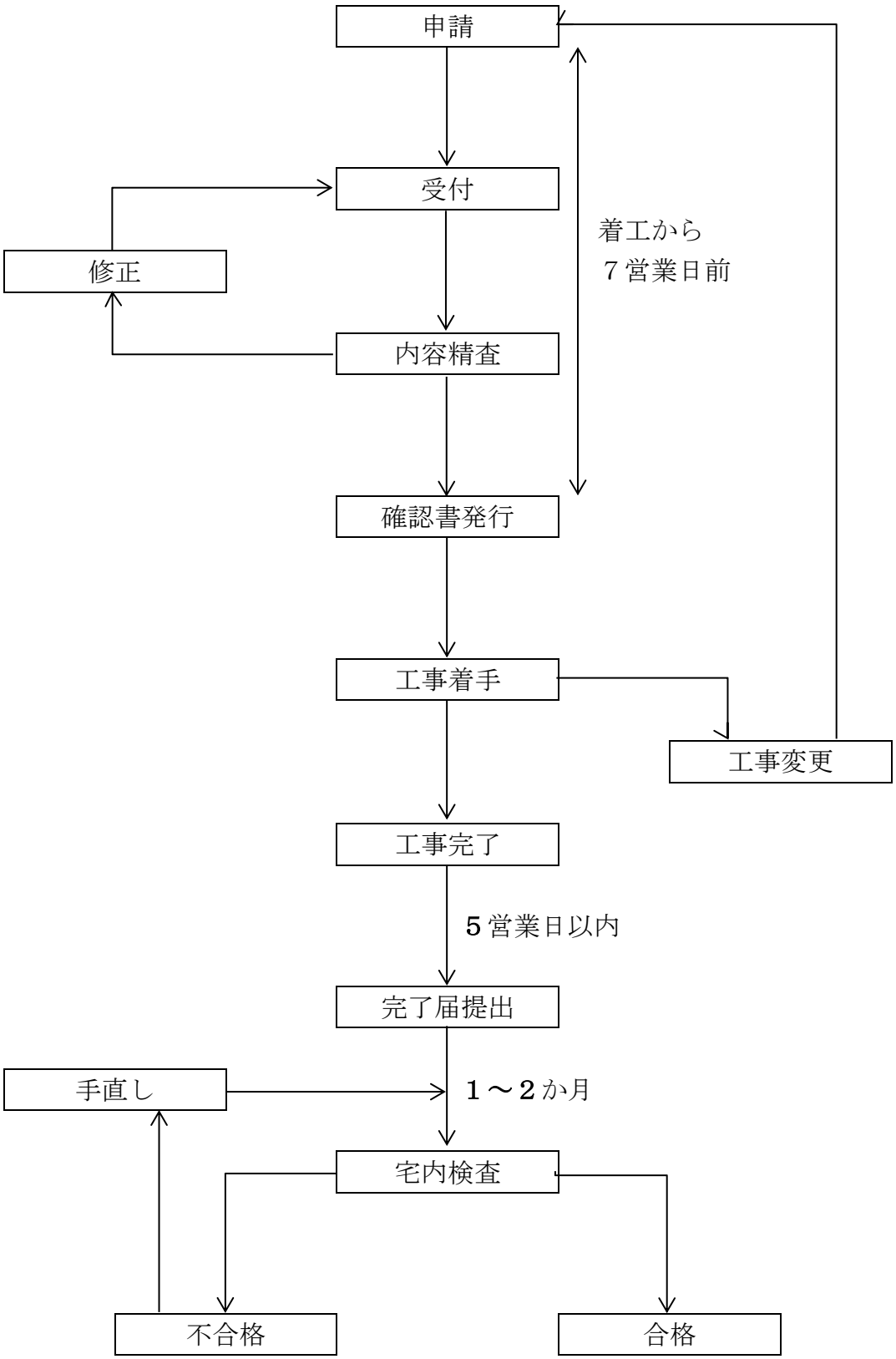
§１０　工事写真等……２６

§１１　工事抑制期間……２８

§１２　資料……２９

§１３　Q&A ……３１

§　1　排水設備工事(宅地内)の流れ



※工事完了検査後、確認書及び申請書（副）は申請者へ渡し、申請者が保管する。

§　２　排水設備等計画確認申請書

Ｉ申請手続き

建物の新築や増改築（以下、新築等）に伴う排水設備工事を行うときは、排水設備等計画確認申請書【様式第２号】（以下、確認申請書）を工事着工の**７営業日**前までに**正副２部**提出してください(副本はコピーでも可能です)。

添付書類

（１）確認申請書
（２）申請地の案内図（建物の位置図）
（３）平面図
（４）縦横断図
（５）その他、市長が必要と認めるもの（後述）

河川下水道課では、確認申請書が提出されると、基準に適合しているか精査します。基準に適合していれば、排水設備等計画確認書（以下、確認書）を発行します。確認書は施工の際、**必ず携帯**してください。なお、確認申請書は、必ず最新の様式で申請してください。

注：施工は必ず確認書が下りてから行ってください。また、道路掘削が伴う申請の場合、確認書と道路占用及び道路工事協議書の申請が下りた時点から施工可能となります。

Ⅱ申請書類の作成

（１）確認申請書（申請書正副２部・添付書類２部）

様式第２号（第５条関係）

排水設備等計画確認申請書

年　月　日

（あて先）吉川市長

申請者（設置義務者）　住所

氏名　㊞

電話　（　）

次のとおり、排水設備等の設置について確認を受けたいので、申請します。

排水設備工事区分		□新設　□増設　□改築	水道メーター番号	第　号	
設置場所		吉川市（　街区　画地）	排水戸数		戸
使用者	氏名（フリガナ）	㊞	排水人口		人
			排水面積		㎡
施工業者	住所 氏名 代表者 責任技術者	㊞ ㊞	建築面積		㎡
			予想排水量	1日	㎥
			使用水の種類	□水道水 □水道水以外 □併用	
工事に係る承諾	家屋所有者	住所 氏名　㊞	使用施設の種類	□一般家庭 □共同住宅 □他（　）	
	土地所有者	住所 氏名　㊞	既設排水設備	□くみ取り □浄化槽 □公共下水	
	既設排水設備所有者	住所 氏名　㊞	工事着工予定	・　・	
			工事完了予定	・　・	
※処理欄	受付年月日		受付者印		確認通知　年　月　日　㊞ 確認番号　第　号

※　1　申請書を提出する際は、案内図、平面図、縦断面図等を添付の上、工事着手日の７日前までに提出してください。

2　新設の場合は、下水道番号を記入する必要はありません。

3　申請者等の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行なう場合においては、押印を省略することができる。

上記のとおり適合しているので、排水設備等の計画を確認してよろしいか伺います。

〔決裁日　・　・　〕

課長	課長補佐	係長	担当	管理係	負担金状況	
					未納	・　・
					一部納付済	・　・
					完納	・　・

提出日を記入してください。

捺印の忘れに注意してください。

太枠内は必ず記入してください。
太枠以外は未記入でも受理しますが、申請内容、場所の状況により問い合わせることがあります。

新設…新たに公共下水道に接続
増設…既に公共下水道に接続しており、既存系統を変更せず、排水設備を増設
改築…既に公共下水道に接続しており、既存系統を変更

（２）申請地の案内図（建物の配置図）

縮尺１/５００以上で、付近の道路、目標物等が明確に記されているものが望ましいです。また、建物が複数ある等、配置が分かりにくい場合、建物の配置図も添付してください。

（３）平面図

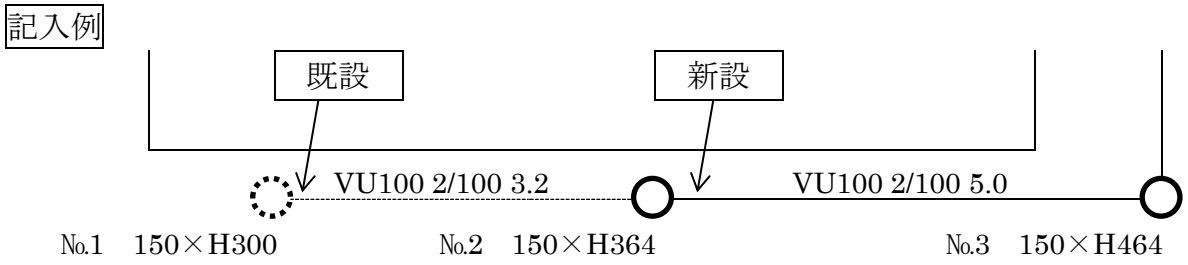
①縮尺１/１００~1/２００（敷地が広い場合、１/２００以下でも可です。）
設計図凡例を用いて記入してください。

②建物の形状及び排水設備の所在を明確に記入してください。

③排水管の種類、管径、計画勾配、延長を記入してください。新設は実線、既設は破線で記入し、交差箇所は、上を通る管が下の管をまたぐように記してください。また、屋内からの排水は、１階上階部分とも排水系統の所在を明確に記してください。

④ますの口径、深さ、位置、番号を記してください。

記入例



（４）縦横断図

①縮尺の規定は設けておりませんが、縦横方向とも縮尺を記入してください。

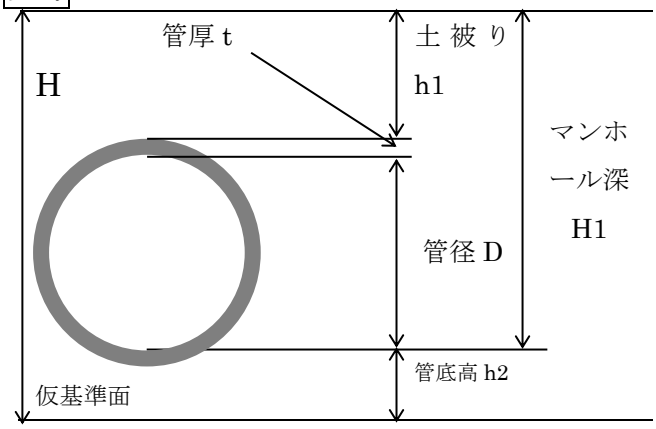
②新設は実線、既設は破線で記入し、取付管も同様に記入してください。

③管路延長（ます芯からます芯までの距離）を縮尺に合わせ、記入してください。

④ますには平面図と対応した番号を記してください。

⑤地盤高、土被り、管底高、管種、勾配を記入してください。

参考



地　　盤　　高：H（仮基準面からの高さ）

マンホール深さ：H1（地盤高と下流管底高との差）

管　　底　　高：h2（仮基準面から管底までの高さ）

土　　被　　り：h1=H－(h2+D+t)

（５）その他、市長が必要と認めるもの

①付帯設備の仕様

排水系統のほか、ポンプアップ施設や阻集器等を設置する場合、仕様が分かる構造図・製品カタログ、容量計算書等を添付してください。

②道路占用許可申請書

道路の掘削工事を伴う場合（取付管工事等）、確認申請書と併せて提出してください。

③その他

§　３　道路占用許可申請書

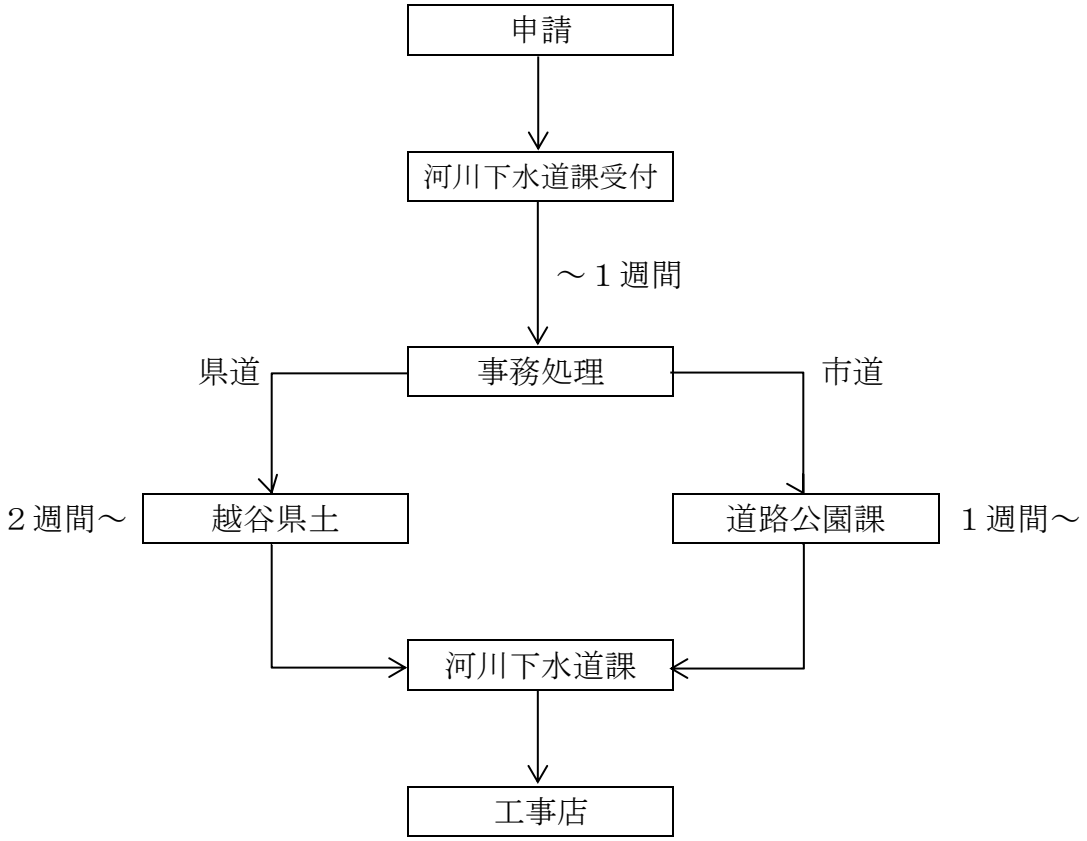
１　道路占用許可申請

公共の道路に埋設物等を設置する場合、事前に道路占用許可申請書（様式第１号）（以下、道路占用申請書）を提出し、道路管理者と協議する必要があります。河川下水道課で受理後、他部署へ申請を行うため、**確認申請よりも時間がかかります。**

添付書類

（１）道路占用許可申請書**３部**（申請者控・正本・交付用）
（２）申請地の案内図（建物の位置図）
（３）平面図
（４）断面図
（５）組成図（現況・埋め戻し）
（６）現況写真
（７）保安工図
※（２）～（６）は**２部**提出
（６）（７）は県道の場合のみ

参考申請の流れ



2　申請書の作成

（1）道路占用許可申請書

様式第１号（第１条関係）

申請者控

新規　更新　変更　道　第　　号
平成　年　月　日

道路占用　許可申請　書
協　議

平成　年　月　日

（あて先）吉川市長

〒
住所
氏名
担当者
ＴＥＬ

道路法　第３２条　第３５条　の規定により　許可を申請　協　議　します。

占用の目的			
占用場所	路線名　市道　　号線　車道・歩道・その		
	場所　吉川市　　地		
占用物件	名称	規模	数量
占用の期間	平成　年　月　日許可から 平成○○年　３月３１日まで　間	占用物件の構造	
工事の時期	平成　年　月　日許可から 平成　年　月　日まで　６ヶ月間	工事実施の方法	請負　直営　既設 開削　推進　シールド
道路の復旧方法	指定の通り	添付書類（各２部）	公図写し　案内図　現況平面図 構造図（平面図　断面図）　埋戻図 占用部分求積図　掘削部分求積図
工事実施機関名	住所 氏名	備考	

記入要領

「第３２条　第３５条」　及び　「許可を申請　協　議」　については、該当するものを○で囲むこと。

については、該当するものを○で囲み、更新又は変更の場合には、従前の許可書又は回答書

年月日を記載すること。

場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表

ともに、「担当者」の欄に所属及び氏名を記載すること。

の正本（厚紙）の押印欄へ押印すること。なお、申請者の氏名（法人にあって

の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

っては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（　）

は、占用物件を設置する理由を具体的に記載すること。

7　「占用場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が２以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。

8　「占用物件」欄には、占用物件の名称、規模（数量の内訳）、数量を記載すること。

9　「占用物件の構造」欄には、占用物件の材質等を記載すること。

10　「工事実施の方法」欄には、請負・直営・既設の別及び道路の掘削を伴う場合は開削・推進・シールド等の別を記載すること。

11　「道路の復旧の方法」欄には、道路の復旧が必要な場合に、現在の道路機能と同等に復旧する内容を記載すること。なお、図面により示す場合は、その旨を記載すること。

12　「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

13　「工事実施機関名」の欄には、主たる事務所の所在地法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

14　各記入事項のうち、当該欄に記載しきれない場合は、別紙に記載して本書へ添付すること

破線で囲った部分は、必ず**空欄**で提出してください。

実線で囲った部分は、記入してください。それ以外は、例のとおり記入してください。

占用日の**５年後の年度**を記入してください。
例
平成２９年度申請
→平成３４

（２）申請地の案内図（建物の配置図）

縮尺が1/５００以上で、付近の道路、目標物等が明確に記されている望ましいです。また、建物が複数ある等、配置が分かりにくい場合、建物の配置図も添付してください。

（３）平面図

①占用位置及び形状を明確に記入してください。

②占用物の隣地境界からの離れ及び、占用物の延長を記入してください。

（４）断面図

①地下埋設物（U 字溝、水道本管等）との離れを記入してください。（地下埋設物との離れは原則３０㎝以上となります。）→３０㎝以下の場合事前に協議して

②公ます深、取付管深、下水道本管深を記入してください。

（５）組成図

道路公園課等で事前調査を実施し、誤りなく記載してください。

（６）現況写真

県道の道路占用の際、必要となります。

§　４　工事完了届と使用開始届

１　工事完了届

申請した工事の完了日から**５日以内**に、排水設備等工事完了届出書（様式第４号）（以下、完了届）を提出してください。

添付書類

（１）竣工図（確認申請書と変更がある場合）

２　使用開始届

完了届と一緒に公共下水道使用開始届出書（様式第１４号）（以下、使用開始届）を提出してください。使用開始届も工事完了日から**５日以内**の提出をお願いします。

添付書類

（１）部屋番号・メーター番号・メーター指針が記載された部屋番号リスト（集合住宅の場合）

※完了届と使用開始届は、**排水設備工事単独での完成日から５日以内**に提出してください。

3　書類の作成

（1）排水設備等工事完了届出書

様式第4号（第7条関係）

排水設備等工事完了届出書

年　　月　　日

（あて先）吉川市長

届　出　者　住所
(設置義務者)
氏名

電話　　（　　）

次のとおり、排水設備等の工事が完了したので、検査願いたく届出します。

工　事　区　分	□新設　　□増設　　□改築		
設　置　場　所	吉川市		
使　　用　　者	住　所 氏（フリ）名（ガナ）		
確　認　番　号	第　　号	確認年月日	年　　月　　日
工事着工年月日	年　　月　　日	工事完成年月日	年　　月　　日
施　工　業　者	名　称　　電話　　（　　） 代表者 責任技術者		

※事務処理欄					
受　　付	年　　月　　日	㊞	検査事項	印	
検査年月日	年　　月　　日				
検　査　済　証	第　　－　　号				

提出日を記入してください。

太枠内は必ず記入してください。

確認番号及び確認年月日…確認書に記載されたものを記入してください。
工事着工年月日及び工事完成年月日…工事着手日と完了日を記入してください。

（２）公共下水道使用開始届出書

様式第１４号（第２０条関係）

公共下水道使用開始届出書

年　　月　　日

（あて先）吉川市長

届　出　者　住所

氏名　　㊞

電話　　（　　）

次のとおり、公共下水道の使用開始をしたので、届出します。

使　用　場　所	吉川市		受　付　欄
使 用 者 氏 名			
使用開始年月日	年　　月　　日		
使用施設の種類	□一般家庭 □共同住宅 □その他（事業の種類）	家族人員　　人 入居者数　　人 従 業 員　　人	
使 用 水 の 種 類（排除汚水）	□水道水（　専用　・　共同　） □水道水以外（計測装置　　有　・　無　） □併用（計測装置　　有　・　無　）		
排　水　量	１日平均　　㎥		
水　栓　番　号	第　　号		
施　工　業　者	名　称　　電話　　（　　） 代表者　　責任技術者		
接続時メーター指針	㎥		

※事務処理欄

下 水 道 番 号	第　　－　　号		
お 客 様 番 号	第　　号		
前 回 検 針 日	年　　月　　日		
前回検針時指針	㎥		
入 力 年 月 日	年　　月　　日	確 認 年 月 日	年　　月　　日
入 力 担 当 者	㊞	確　　認　　者	㊞

提出日を記入してください。

太枠内は必ず記入してください。
太枠以外は未記入でも受理しますが、申請内容、場所の状況により問い合わせることがあります。

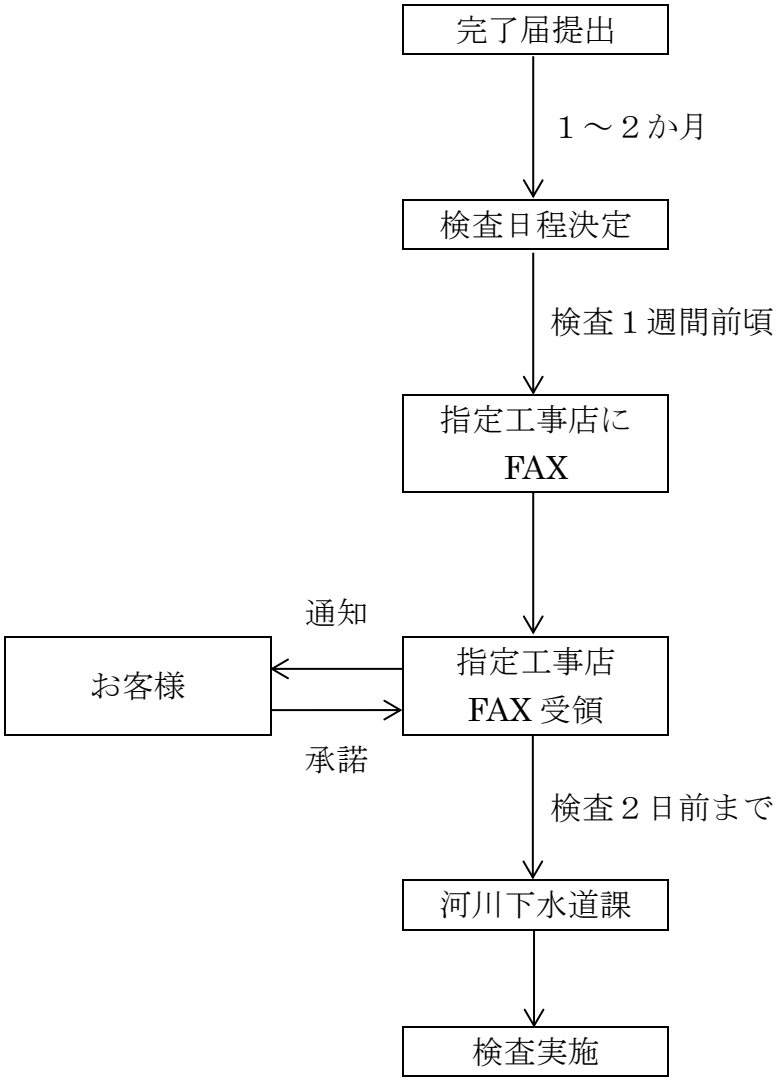
使用開始年月日は**下水道への排水ができる状態となった日**を記入してください。
注:家屋の引き渡し日や入居日ではありません。

水栓番号は**水道メーター番号**を記入してください。

§　５　宅内検査

完了届を受理し、１～２か月後に宅内検査を行います。宅内排水設備に支障がないかを確認する検査であり、**施工した工事店の責任技術者の立会い**をお願いしています。通知は実施日の１週間前頃、各指定工事店宛てに FAX を送付します。ご多忙であるとは思いますが、予定の調整をお願いします。

１　宅内検査の手順



２　注意点

①宅内検査の通知は、**必ず検査の２日前**までに返信してください。

②トラブル防止のため、**必ず FAX 返信前までに、お客様に敷地内に立ち入り宅内検査を行う承諾を得てください。**

③宅内検査時は必ず、**確認申請書に記載した責任技術者**が立ち会ってください。

§　６　排水設備の設計

１　排水設備

排水設備とは、下水道法第１０条に「その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設」と規定されています。また、公共下水道の供用が開始された場合は、供用開始区域の土地所有者、使用者又は占有者（一般にこれらを設置義務者と言います）は、遅滞なく排水設備を設置しなくてはなりません。吉川市下水道条例では、公共下水道の供用が開始された日から１年以内に下水を公共下水道へ接続することが定められています。

排水設備は、土地や建物からの下水を、公共下水道に支障なく、衛生的に排除するものである必要があり、その設計では、現況を把握し、水の流れを妨げず、維持管理に支障が生じないよう注意する必要があります。

２　事前調査

（１）供用開始の公示

公共下水道の供用が開始された区域であるか確認してください。

（２）取付管の設置状況

敷地内に取付管が布設済みであるか確認してください。

布設済み…位置と土被りを確認し、取付管に接続できるよう排水系統を設計してください。

未 布 設…取付管の布設工事が必要となります。確認申請書を提出の際、道路占用許可申請書を合せて提出してください。

（３）排水規模の調査

排水人口、排水面積、排水量等を調査してください。

（４）現場測量

敷地の利用形態・正確な距離・障害物の有無・レベル等を調査してください。

（５）排水器具

排水器具については検査対象外ですが、下水道利用する上では重要な要素です。防臭のためのトラップは設置されているか、下水道管閉塞の原因となるもの（油、毛髪等）が流出しない構造（ストレーナーの設置）になっているかなどを確認してください。

（６）排管状況

現況の排水設備を調査・検討し、再利用できる場合、在来排水管の認定を受けてい下さい。（後述）

３　設計

事前調査の結果をもとに、施工及び維持管理上、最適な経路で設計してください。

（１）排水管

①排水人口及び排水量により、管径を決定してください。

②敷地の利用形態や障害物の有無、排水器具の位置から経路を決定してください。

③排水管の延長は管路延長としてください。

④施工及び維持管理上、建物、池、樹木等の下に布設することは避けてください。

⑤雨水管と汚水管が上下に並行することは避け、交差する場合、雨水管が上に、汚水管が下になるよう設計してください。

⑥材料は、VU 管もしくは VP 管を使用してください。

⑦宅地内の**土被りは２０㎝以上**としてください。

（２）ます

①ますは、排水管の起点、終点、会合点、屈曲点、その他点検・清掃等の維持管理上必要な場所に設置してください。また、ますの上に構造物を設置することは避けてください。

②ますの設置間隔は、**排水管径の１２０倍を超えない範囲**としてください。

③ます及び蓋の材質は、鉄筋コンクリート製、プラスチック製等の**不透水性かつ密閉可能**なものとし、駐車場等荷重のかかる場所に設置する場合、鉄蓋等で防護してください。

§　７　在来排水管の認定

既存の建物からの排水を公共下水道へ接続する場合、ます及び排水管（在来排水施設）が使用できることがあります。

在来排水施設の現況を確認し、使用しても支障がないと判断した場合、確認申請書に在来排水管認定申請書（様式第６号）を添付して申請してください。

１　認定の基準

在来排水施設の認定を受けようとするときは、次の事項と照合して判断してください。

（１）共通事項

①損傷がなく、排水に支障がないもの。

②雨水の混入や侵入水がないもの。

（２）排水管

管にたるみや蛇行がなく、１%以上の勾配が取れているもの。

（３）ます

①汚水ますはインバート式、雑排水ますはトラップ式の構造であること。

②密閉できるふたであること。

2　申請書の作成

様式第６号（第８条関係）

在来排水施設認定申請書

年　　月　　日

（あて先）吉川市長

申　請　者　住所
（設置義務者）
氏名　　㊞

電話　　（　　）

次のとおり、在来排水施設の認定を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

申　請　場　所	吉川市
使　　用　　者	フリガナ 氏　名　　電話　　（　　）
所　　有　　者	住　所 フリガナ 氏　名　　電話　　（　　）
認定を受けようとする理由	
添　付　書　類	平面図　　縦断図　　その他（　　）
備　　考	

※　申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行なう場合においてにおいては、押印を省略することができる。

提出日を記入してください

太枠内は必ず記入してください。

認定を受けようとする理由
（例）
・雨水の混入はなく、勾配も１%あり、支障なく排水できるため。

§　８　排水設備の施工

施工については、関係法令、吉川市下水道条例及び同施工規則を遵守し、設計図に示された排水設備がその機能を十分に発揮できるよう、確実な施工をしてください。

１　排水管の施工

（１）掘削

①所定の深さに、不陸の無いよう直線状に丁寧に掘削してください。

②掘削幅は、管径及び掘削深さに応じた幅としてください。

③掘削場所の土質等、現場の状況により山留（掘削深１．５ｍ以上）を実施してください。

（２）基礎

①掘削底面は、勾配に合わせて丁寧に仕上げてください。

②地盤が軟弱な場合は、砕石等を敷きならしたうえで十分に突き固め、沈下を防いでください。

（３）布設

①下流から上流に向かって、所定の勾配に合わせ直線上に布設してください。

（４）埋め戻し

①埋め戻しは再生砂を用い、**道路占用の指示通り転圧**してください。

②管接合部の硬化を待ち、管の両側を均等に突き固めながら埋め戻してください。

（５）その他の注意事項

①管は２０㎝以上の土被りを確保し、所定の勾配に合わせて直線上に布設してください。

②屈曲点にはますを設置してください。また、管内は常に鏡で見通せる構造にしてください。

③下流に向かって管径を縮小しないでください。

２　宅内ますの施工

（１）掘削

据え付けを的確に行うため、必要な幅を作ってください。その他は排水管と同様です。

（２）基礎

ますが沈下しないよう砕石又は砂を敷きならし、十分に突き固めてください。

（３）設置

①基礎の上に水平・垂直になるよう設置してください。

②接合部には、接着剤又はシール剤を十分施し水密性を確保してください。

（４）埋め戻し

接合部が脱落しないよう注意して、人力にて埋め戻してください。

（５）その他の注意事項

①雨水の混入を避けるため、地表面より低くならないよう注意してください。

②車両等の通行が見込まれる場合、ますの破損を防ぐ措置を施してください。

3　公共ますの設置

（1）掘削

①据え付けを的確に行うため、所定の深さに必要な余裕幅を取り、不陸の無いよう丁寧に掘削します。必要以上に深く掘削すると、ますが沈下する原因となるので注意してください。

②掘削箇所の土質等、現場の状況により山留（掘削深１．５ｍ以上）、水替をしてください。

（2）基礎

①インバートますを設置する場合、ますが沈下しないよう設置高まで再生砂で埋め戻し、底辺を水平にして人力投入と締固めを十分に行ってください。

②ドロップますを設置する場合、９０°大曲りエルボで立ち上げ、管の脇から再生砂を突き固めた後、管を傷つけないように再生砂で防護したうえで十分に突き固めてください。

（3）設置

①基礎の上に水平になるように設置してください。

②接合部には、接着剤又はシール剤を十分施し水密性を確保してください。

③原則として、公共ますと前面道路の官民境界との離れは**５０㎝以内**としてください。

（4）埋め戻し

①埋め戻しには再生砂を用い、何層かに分けて転圧してください。

②ますが沈下しないよう、周囲を突き固めながら埋め戻してください。

（5）その他の注意事項

①ますの内径は、原則Ｐ２９～３０の基準を遵守してください。

②公共ますのふたは、**市章のマークが入ったもの**を設置してください。

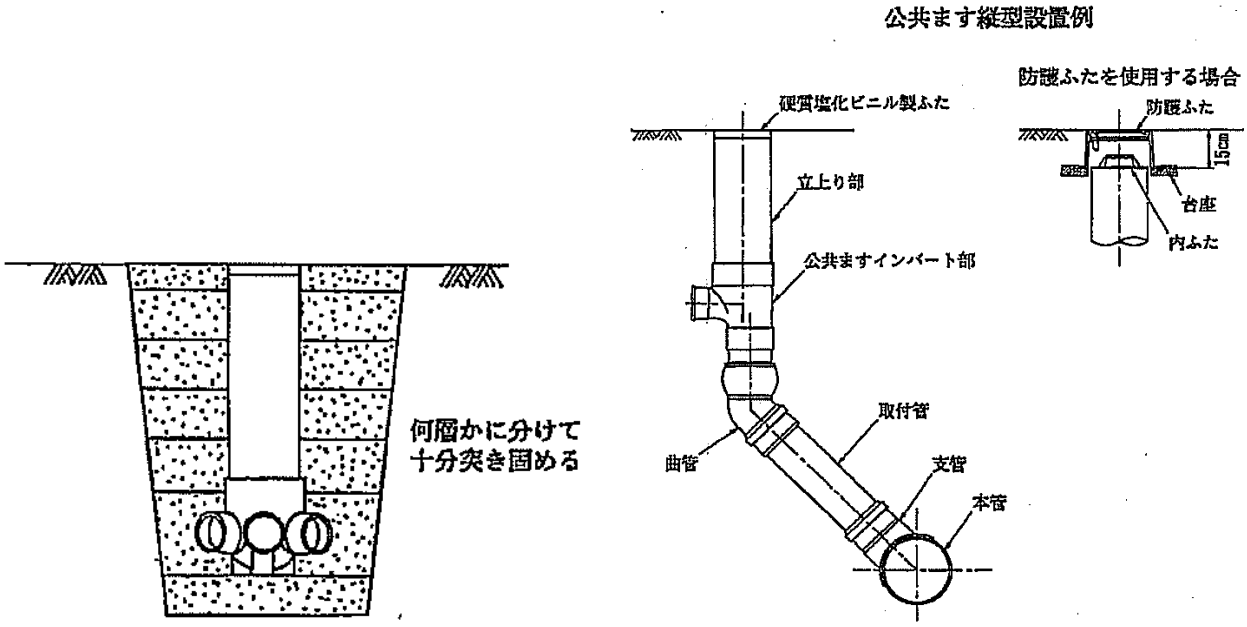
4　浄化槽の処置

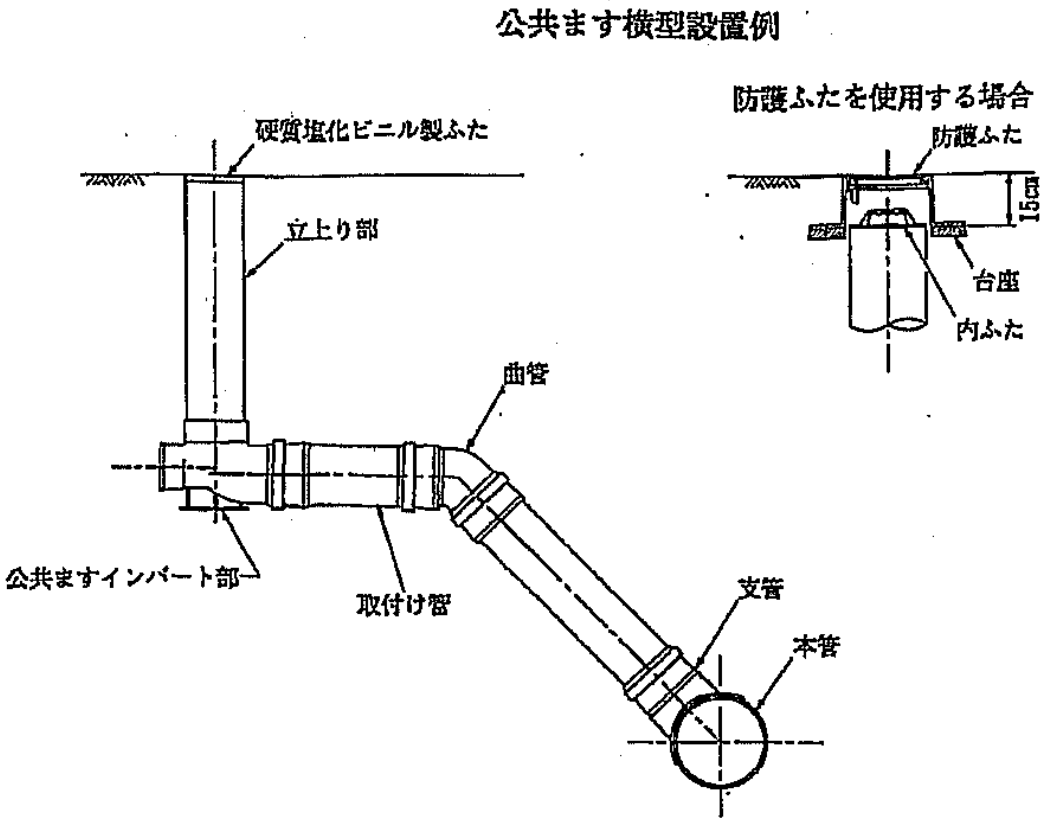
①浄化槽は、し尿を完全に汲み取り、清掃、消毒後に浄化槽の上部を撤去し、底部に数箇所の水抜き穴を開けて埋戻してください。

②浄化槽があった位置に排水管やますを設置する場合は、沈下しないように十分に突き固めてから設置します。使用者の希望により、浄化槽を完全に撤去する場合も同様としてください。

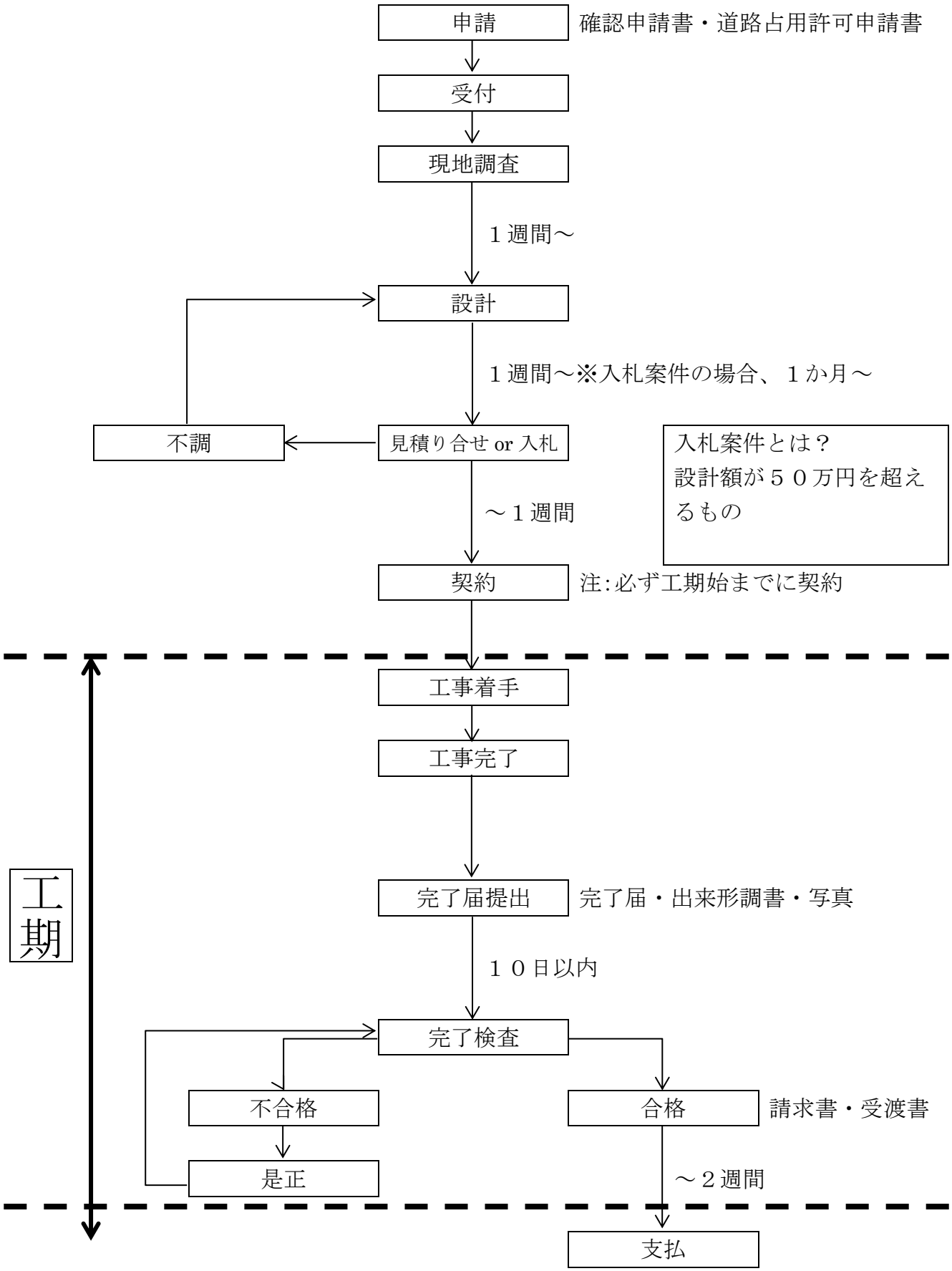
参考

公共ます設置


公共ます縦型設置例
防護ふたを使用する場合
硬質塩化ビニル製ふた
防護ふた
15cm
立上り部
台座
公共ますインバート部
内ふた
何層かに分けて
十分突き固める
取付管
曲管
支管
本管


公共ます横型設置例
防護ふたを使用する場合
硬質塩化ビニル製ふた
防護ふた
15cm
立上り部
台座
内ふた
曲管
公共ますインバート部
取付け管
支管
本管

§　９　公費による工事の流れ



事前調査で取付管や公共ますが未設置だった場合、１宅地１つまで公費で設置することができます。（きよみ野地内・中央土地区画整理地内・美南地内を除く）次の手順に従い、設計・申請・施工を行ってください。

１　本管の確認

①本管の種類、管径、土被り、オフセットを河川下水道課で確認してください。

②道路の組成等は、道路公園課で確認してください。

２　設計

建物の計画、敷地の利用計画等を考慮し、取付管をどの位置にどのくらいの深さで布設すればよいか検討し、設計してください。

３　道路占用許可申請書

設計をもとに道路占用許可申請書を作成し、河川下水道課へ提出してください。河川下水道課で内容確認をした後、道路管理者へ申請しますので、許可が下りるまで時間がかかります。**スケジュールに余裕を持った提出をお願いします。**

国土交通省江戸川河川事務所が管轄する河川区域や河川保全区域については、河川の流水量が増える時期（５～１０月）は河川占用許可が下りず、工事を実施できないので注意してください。

４　工事の契約

道路占用許可申請書と確認申請書が提出されると、河川下水道課で工事の設計を行い、仕様書を作成しますので、連絡を受けたら速やかに書類を取りに来てください。そして、見積り合せ日に見積書を、工期に入る前に工事請負等請書を提出してください。

５　施工

排水管の施工方法と同様に行いますが、次の事項に注意して施工してください。

（１）掘削

①掘削時は山留をしてください。（掘削深１．５ｍ以上）

②本管の上３０㎝から下を掘削するときは、管を傷つけないように人力掘削してください。

（２）穿孔

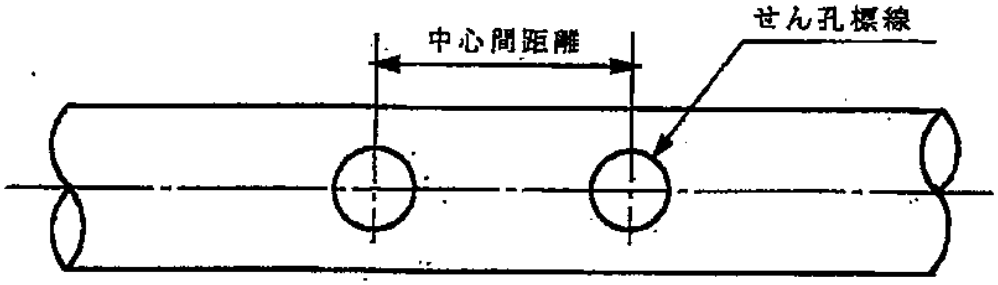
①穿孔は、取付管の外径と同じ口径のホールソーを使用し、バリ取りを行ってください。

②穿孔時の管の切れ端等は、本管に流さないでください。

③本管の漏水・破損等の原因となるため、本管の横からの穿孔を行わないでください。

④施工時には水替作業を十分行い、穿孔穴から本管内に土砂等が入らないよう注意してください。

⑤穿孔時における支管取付孔の中心間距離は、下図・下表のとおりとしてください。



支管取付孔の中心間距離

支管取付け孔の中心間距離

支管の呼び径	孔の中心間距離
150 以下	本管軸方向に 70cm 以上
200	本管軸方向に 90cm 以上

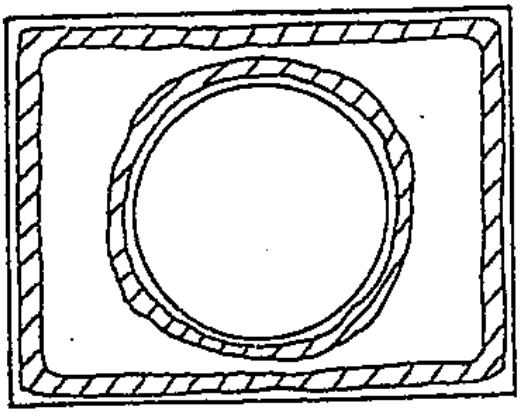
（3）支管

使用する支管は、耐震性を考慮した可とう支管を使用してください。

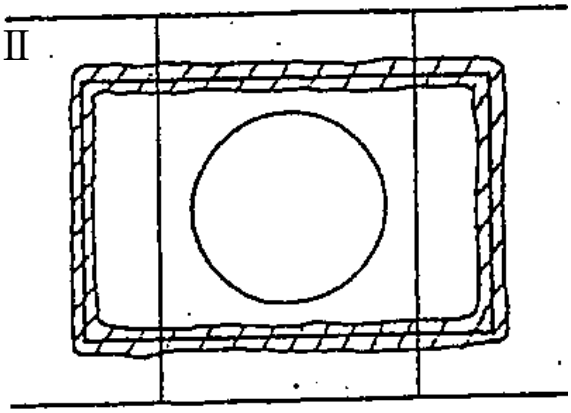
（4）支管取付（本管がヒューム管の場合）

支管の取付は、接着面をきれいな布で拭い図－Ⅰの要領で接着剤をつけ、本管と支管を接合後、支管の脇２箇所を番線等で縛ってください。その後、図－Ⅱのとおり、周囲に接着剤をつけて固定してください。

図－Ⅰ



図－Ⅱ



（5）その他の注意事項

①給水管と同じ堀山で工事する場合、管同士の中心間距離を５０㎝以上離して施行して下さい。

②取付管の勾配は２～５％としてください。他の地下埋設物等が支障となる場合、河川下水道課にて協議してください。

③安全管理を徹底してください。
④降雨等、悪天候のときは工事を実施しないでください。
⑤契約を交わすまでは施工しないでください。
⑥埋め戻しは道路占用許可書に添付されている道路占用条件書通りに実施してください。
⑦他の埋設管が布設されている場合は、施工に影響がないか事前に確認してください。また、立会いが必要な場合は調整を行ってください。

６　施工後

工事施工後、速やかに工事完了届・出来形調書・工事写真を提出してください。完成書類が提出された後**１０日以内**に、完了検査を行います。この検査に合格した後、工事金額の支払いとなります。（必ず工事を担当した現場代理人が、完了検査の立会いをしてください。）

§１０　工事写真等

工事を行うときは、施工状況の写真を撮り、工事完了後**５日以内**に提出してください。

１　工事写真の撮影基準

（１）撮影頻度

２　撮影箇所一覧のとおり撮影してください。

（２）撮影方法

写真の撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写し込むようにしてください。なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理してください。

①工事名
②設計寸法
③実測寸法
④略図等

（３）写真の仕様

①カラーで撮影し印刷してください。
②デジタルカメラの有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とします。

（４）注意点

①不可視となる出来形部分については、出来形寸法が確認できるよう、特に注意して撮影してください。
②工事仕様書等で別途指示がある場合、必ず撮影してください。（例：ハイジャスターに混ぜる水量等）
③撮影時、他の工事店が写らないよう注意してください。（下請けの申請を提出した場合を除く）
④撮影時、休憩等でヘルメット未装着の作業員が写らないよう注意してください。

２　撮影箇所一覧

区分		写真管理項目		
		撮影項目	撮影頻度	提出頻度
着手前・完成	着手前	全景	着手前１回	着手前１枚
	完成	全景	完了後１回	完了後１枚
施工状況	舗装版切断工	切断状況	１施工箇所に１回	１枚ずつ
		切断厚		
	舗装版破砕工	破砕状況	１施工箇所に１回	１枚ずつ
		積込状況		
	掘削工	土質等の判別	地質が変わるごとに１回	地質ごとに１枚
		法長	１施工箇所に１回	１枚
	基礎工	幅・厚さ	１施工箇所に１回	１枚
	管路工	管布設状況	２箇所	２枚ずつ
		可とう支管設置状況		
		勾配		
		深さ		
		延長		
	路床工	締固め状況	各層ごとに１回	各層ごとに１枚
		厚さ		
	路盤工	締固め状況	各層ごとに１回	各層ごとに１枚
		厚さ		
	舗装工	整正状況	各層ごとに１回	各層ごとに１枚
		タックコート プライムコート		
		転圧状況		
	仮設	根入れ長	１施工箇所に１回	１枚
		数量		
		設置状況		
安全管理	安全管理	安全管理状況	各種類１枚	全景１枚

§１１　工事抑制期間

年末年始等の期間は、工事による道路渋滞等を避けることを目的に工事抑制期間となります。この期間中は、道路陥没等の緊急性がある工事以外は実施することができません。工期に工事抑制期間が含まれる場合、余裕を持った施工を心掛けてください。

１　工事抑制期間

・年度末年度始
・年末年始
・お盆

（前後、１０日程度）

例年、上記の期間が工事抑制期間と定められますが、年度によっては期間が、追加または削減される可能性があります。

２　依頼者

県道…埼玉県
市道…吉川市道路管理者

３　注意点

・緊急工事とは、埼玉県または市が緊急性があると判断し、工事依頼をするものです。**受注した工事店の都合により、工事抑制期間中に工事を実施することはできません。**
・道路工事協議書及び道路工事届出書の工期に工事抑制期間が含まれていても、抑制期間中は工事を実施することができません。

§１２　資料

１　排水管

（１）管径及び勾配

排水人口（人）	管径（㎜）	勾配（％）
１５０未満	１００以上	２．０以上５．０以下
１５０以上３００未満	１２５以上	１．７以上５．０以下
３００以上５００未満	１５０以上	１．５以上５．０以下
５００以上	２００以上	１．２以上４．５以下

（２）管路延長（管径の１２０倍以下とする）

管径（㎜）	最大延長（m）
１００	１２
１２５	１５
１５０	１８
２００	２４

（３）排水管の土被り

①私　道：６０㎝以上

②宅地内：２０㎝以上

（４）排水枝管の管径

種類	内径（㎜）
小便器、手洗器、及び洗面器接続管	４０以上
浴槽（家庭用）接続管及び台所接続管	５０以上
大便器接続管	７５以上

２　ます

（１）使用する公共ますの種類

深さ（㎜）	内径（㎜）
１０００以下	２００インバート
１５００以下	３００インバート以上※
１５００超	３００インバート以上※

※河川下水道課と協議

（２）私設ますの深さと内径又は内のり

内径又は内のり（㎜）	深さ（㎜）
１５０～３００	８００以下
３５０	９００以下
４００	１０００以下
４５０	１２００以下
５００	１４００以下
６００	１５００以下
７００	１６００以下

（３）トラップ

防臭のためのトラップは、トラップますを設置してください。また、建物内でトラップが取れている場合はインバートますに接続し、二重トラップ構造になることは避けてください。

（４）排水経路

掃除口又はドロップますで管底合せをする場合、管路延長で３ｍ以内に次のますに接続してください。

§１３　Q&A

Q１　外流しの排水は汚水系統と雨水系統のどちらに接続しますか？

A　**外流しは、原則は雨水系統に接続**してください。ただし、雨水の混入がない場合、汚水系統に接続可能です。

Q２　給湯器の排水は汚水系統と雨水系統のどちらに接続しますか？

A　**吉川市では、雨水系統に接続が原則**となります。雨水が混入しない場合は汚水系統に接続することが可能です。その場合、トラップますを設置する等、防臭対策を行ってください。

Q３　小口径ますは通常のますと同様の扱いですか？

A　原則として、**φ１００以下の掃除口は、ますとは認められません。**

Q４　仮設トイレ等の臨時的な排水施設の場合であっても申請は必要ですか？

A　**必要です。公共下水道に放流する施設の場合、用途や使用期間の長短に関わらず全て確認申請書を提出してください。**

Q５　宅地に取付管が複数設置してある場合、使用しない管はどうすればいいですか？

A　使用しない管は本管キャップ止めとなります。

Q６　開発道路内の汚水本管・人孔・取付管及び公共ますの設置の基準を教えてください。

A　新設する汚水本管と水道管は中心間距離で１００㎝以上離して施行してください。また、汚水本管はφ２００とし、勾配は３～４‰としてください。人孔は０号とします。人孔と管渠の接合部には、可とう継手を使用してください。

Q７　宅内検査の注意点を教えてください。

A　**必ず確認申請書に記載された責任技術者が立ち会ってください。**また、検査１週間前頃に、河川下水道課から FAX で検査の連絡をしますので、検査の２日前までに返信をお願いします。

Q８　開発者・個人負担の取付管・公共ます設置工事について

A　施工後**１週間以内**に以下の書類を提出してください。

①位置図

②オフセット図（上流人孔からの距離・取付管の延長・公共ますの口径）

③工事写真

参考文献

『排水設備工事責任技術者講習用テキスト』田雑重信．２０１７．（公財）日本下水道協会
『排水設備実務要覧』田雑重信．２０１７．（公財）日本下水道協会